いつもお世話になっております。4月からの診療報酬改定での「湿布薬の70枚数制限」のお話はご存知のことかと思います。 当院の対応として、以下の方針を確認いたしましたので報告致します。 【例】モーラスパップL 40mg  70枚1日1回　1回1枚　腰に貼付　14日分 上記については、総枚数と日数の間に整合性がありませんので疑義紹介となりますが、・レセプト上は「総処方枚数・日数・部位」が必須項目なので、1日回数・1回枚数はレセプト処理上、無視して頂いて構わない・上記の整合性の不一致については「疑義紹介の上、確認済み」として調剤して頂いて構わない・患者様へは整合性がない事については医師より説明済みなので「薬袋上の使い方と先生の説明が異なる場合には先生の説明を優先してください」とご説明頂く という方針になりました。(平成28年診療報酬改定　医薬品、医療機器、検査等の適正な評価②　湿布薬の適正給付②湿布薬の処方時は、処方箋および診療報酬明細書に、投薬全量の他1日分の用量又は何日分に相当するかを記載する　より） 今後、基金からの指摘を受けた際には改めて対応を検討いたしますが、当面の方針としては上記対応をお願いいたします。対応の不備が重なり大変申し訳ありません。 関東労災病院　薬剤部医薬品情報管理室荒井宏人